

東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月30日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 前号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合

東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

平成27年3月27日教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、東久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等について定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等は、東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年条例第1号）の適用を受ける一般職の職員の例による。